

全国の鳥獣被害状況 国の支援対策について

令和3年2月 高木あゆみ

《日本の鳥獣害の状況》

全国で喫緊の課題となってきた、野生鳥獣による被害。中山間地域での被害は深刻さを増すばかりで、離農や耕作放棄の増加にも繋がっている。被害の深刻さが叫ばれてはいるが、農作物の被害が一体どのくらいなのかご存知だろうか。2018年の被害額は158億円にものぼったとされ、その7割をシカ、イノシシ、サルが占めている。この記事の読者の中にも、対策に頭を悩ませている人は少なくないだろう。

鳥獣被害は農業従事者や中山間地域に暮らす人々だけの問題ではなくなってきた。生息分布はますます拡がり、近年では都市部にも出没するようになった。2019年には東京都足立区にイノシシが出没し、話題となった。各地で、スーパーマーケットや主要駅にまで現れることもあり、負傷者も出ている。野生動物の生息する前線が、人間の暮らしの範囲に食い込んできているのだ。このことは、日本のみならず世界各国・各地域で無視できない大きな課題となってきた。

鳥獣被害の原因を考えてみよう。多くの社会課題がそうであるように、複合的な要素が合わさっている。林業の衰退や生態系の変化が、鳥獣個体数の増加を招き、人間の生活エリアにまで入り込んでくることにつながった。1975年度には51.8万人だった狩猟免許保持者が、2016年度には20万人と6割減少したことも、関連していると言えるかもしれない。ただし、それについては様々な意見がある。環境省によると、シカ・イノシシの捕獲数は2000年から15年間で約4倍にもなっていることから、狩猟免許保持者数と捕獲数が比例しているわけではないようだ。

近年農業人口は微増しているものの、中山間地域での担い手不足を解決するほどとは言えず、そのことが耕作放棄地の増加を促進し、鳥獣対策への負担を大きくしている。今や耕作放棄地は、鳥獣にとってかっこうの隠れ場になっている。

具体的な鳥獣対策として、耕作放棄地の整備から防御網、柵、箱罠の設置、管理などが挙げられる。当然ながらこれらには時間・労力・費用がかかる。費用も人手も、国からの補助があるとは言え、当事者たちに負担は重くのしかかる。また、効果的な方法をとっていなければ徒労に終わってしまうこともしばしばだ。

2019年時点で、農業従事者の平均年齢は66.8歳とされている。農業に携わる以上、人間と動物たちの生活エリアを改めて区分するための取り組みは不可欠というところまで来ているが、農業従事者の高齢化が加速する中での鳥獣対策は、離農するのに十分な理由となってしまう、ますます離農や耕作放棄が増えるというサイクルも生まれている。

このように、被害額という数字で見ると事の深刻さが伝わりやすいが、それだけでは見えない課題が山積しているのだ。

《国の施策》

国は、2013年から2023年までの10年間で、生息頭数を半減させるという目標を打ち立てた。リミットまであと2年。目標に向かってどんな支援策を打ち出しているだろうか。2007年に成立した「鳥獣被害防止特措法」が対策の基盤となっている。被害の深刻化、広域化を踏まえ、2012年、2014年、2018年に改定された。この特措法は、人材確保・財政支援・権限委譲の3つの柱から成る。

①人材確保

各地で鳥獣対策に取り組む「鳥獣被害対策実施隊」を設置している。

この組織は捕獲活動、防護策の設置、追い払いなどを「公務」として担う。隊員は狩猟税が軽減される他、銃刀所持に関する許可の技能講習が免除されるなどの特例がある。

実施隊の設置は、2019年10月時点で全国1203に広がった。業務として、捕獲だけでなく、住民への講習会や環境教育の勉強会を開いたり、農家に侵入防止柵設置、生態調査を行うこともある。鳥獣被害は、地域ごとに対象も課題も異なり、対策も異なるため、それに適した方法が探られている。民間の隊員だけで構成されているところ、積極的に行政の職員を隊員としているところなど様々だ。

②財政支援

財政支援には、補助事業による支援、特別交付税の拡充、鳥獣被害防止総合対策交付金とがある。補助事業は柵（防護策、電気柵等）、罠、檻等の購入や設置・維持管理費、捕獲のための餌代、ジビエ活用のための食肉処理加工費、活動の広報費、調査・研究費などに利用できる。

「鳥獣被害防止総合対策交付金」について詳しく見てみる。

- 1) 捕獲活動の抜本的強化の取り組み
- 2) ジビエのフル活用に向けた取り組み

この2つがポイントとなっている。

捕獲活動の抜本的強化に向けた支援としては、侵入防止柵、焼却施設などの整備、ICTを利用した捕獲活動経費の支援、地域ぐるみの被害防止活動、捕獲サポート体制の構築などが挙げられる。地域によっては放射性物質の検査費用の支援も含まれる。ICTを活用した超獣害対策については、次回の記事でご紹介する。

捕獲は、やみくもにするのではなく効果的に行う必要がある。例えば、サルの場合。イノシシやシカへの対策とは異なる。サルを効果的に追い払っている地域は多くない。自分の農地にいる場合だけ追い払っていたり、農作物を食べられた時だけ追い払っているようでは、効果は得づらい。サルは人が怖いということを学習せず、逆に少し隠れていればエサが食べられると学習してしまう。正しい知識を持ち、地域ぐるみで対策することは、鳥獣から地域を守る大事なポイントだ。

他にも、管理者のいない放任の果樹や収穫残渣の野菜クズは、動物たちにとっては立派な餌である。家庭菜園も含め、地域全体で対応することで、知らず知らず餌場となっていた地域から、鳥獣被害を防ぐことができる。実施隊を中心として、知識を共有し、共に対策していく流れができてきている地域では、被害も減ってきている事例もある。

ジビエの利用拡大も大きな狙いだ。少し古いデータだが、2015年、全国で捕獲されたイノシシとシカの総数は117.4万頭、そのうちジビエとして利用されたのは7%、8.3万頭だった。捕獲～止め刺し～解体～販売～消費の流れが整えば、ジビエの利活用は、これからますます広がっていくだろう。国がこの流れを推進していく上で、衛生管理にもさまざまなガイドラインが設けられるようになった。狩猟者が必ずしも適した衛生管理の技術を持っているわけではないため指針があると分かりやすい。

また、「国産ジビエ認証制度」もスタートした。捕獲時の状況確認・放血状況の確認・内臓摘出・異常の有無の確認・枝肉の洗浄、冷蔵・細菌検査など、認証の基準が定められている。消費者の安心を後押しすることで、ジビエの市場は大きくなっていくと期待できる。

③権限委譲

地域によって生息する鳥獣の種類や被害状況は異なる。したがって、それにより行うべき対策、緊急度も変わってくる。このような中で都道府県に代わり、市町村自らが被害防止のための鳥獣保護法の捕獲許可の権限を行使できるようになっている。

このように、国も鳥獣対策に注力している。対策が身を結び、野生動物の生息数が適正になれば、人々の生活に安心が戻り、農業従事者の負担軽減と増収入が見込まれる。離農者も減るかもしれない。さらに俯瞰して見ると、生態系の変化や土壌の流出にストップをかけ、場合によっては土砂災害を未然に防止することにも繋がっていく。官民一体となった、人間と鳥獣が共存を目指す取り組みは、ますます加速していくだろう。